

春秋時代における「烝」婚の性質

平林美理

をとる、『左伝』に見える「烝」がある。

はじめに

春秋時代頃までの諸侯の婚姻関係は、加藤常賢氏などが示したように、原則的には同姓不婚を基盤とする、特定の姓同士の母方交叉イトコ婚による通婚関係を中心としていたとされている。⁽¹⁾しかし、春秋時代という時代の特性を考える上で、根幹にある理念上の婚姻制度と同時に、現実の諸侯間の政治的力学などの要素を踏まえて史料上に現れる婚姻事例を見るこの必要性が、齋藤道子氏などによつて指摘されている。⁽²⁾そのような、習俗としての婚姻関係や、現実の政治的な事情が複雑に入り交じつた状況が窺える事例の一つとして、遊牧社会のレビレート婚に似た婚姻形態

いづれかであり、前漢の時点では、このような意味での「烝」は一般的な語ではなかつたか、あるいは忌避すべき表現であつたらしい。⁽³⁾

春秋時代の「烝」に対する後代の解釈を確認すると、『詩』邶風雄雉の孔穎達疏に引かれた服虔の言に「上淫曰烝」とあり、後漢末の時点で「上淫」すなわち「目上の女性との密通行為」という解釈がなされていたことが分かる。

西晉の杜預もこれを踏襲し、『左伝』桓公一六年の注で「上淫曰烝」としている。服虔や杜預の見解に基づくと、『左伝』における「烝」とは、具体的には「父の妻と息子」、あるいは「兄の妻と弟」の密通関係ということになる。

服虔の解釈からも分かるように、少なくとも漢代以降、「烝」に対しても否定的なイメージが与えられてきた。例えば「淫」・「烝」・「報」⁽⁴⁾・「通」といった言葉について、『小爾雅』広義は、

男女不以禮交、謂之淫。上淫曰烝、下淫曰報、旁淫曰通。

男女、禮を以て交らず、之を淫と謂う。上淫を烝と曰い、下淫を報と曰い、旁淫を通と曰う。

と説明する。このような認識は、漢代以降の史料ではおおむね共通しており、前漢末の揚雄『方言』卷一二には

「夸・烝、姪也」とある。また、『漢書』卷二〇古今人表の顏師古注引張晏注に「嫪毐上烝、昏亂禮度、惡不忍聞」とあるように、三国魏の張晏は、始皇帝の母と嫪毐の密行為を「上烝」と表現した。これも、「烝」を姦通行為として理解したものだろう。

さらに時代が下ると、『晉書』には数多くの「烝」に関する記事が見られる。しかし、卷八六張耀靈伝に見える前涼の張祚の事例や、卷一〇二劉聰載記に見える匈奴系の漢の劉聰が、自身の父の後妻・单氏を「烝」した事例など、『晉書』の「烝」は、五胡十六国の諸国に関する記事に対して使用されており、『左伝』の「烝」が基本的に中原の諸侯の事例であつたのとは明らかに異なつている。

父や兄の妻を娶るいわゆるレビレート婚は、中原以外の地域、特に遊牧民族の間では広く行われているものであつた。『史記』卷一一〇匈奴列伝には、

父死、妻其後母。兄弟死、皆取其妻妻之。

父死すれば、其の後母を妻とする。兄弟死すれば、皆な其の妻を取り之を妻とする。

とあり、中原の王朝においても、漢代には彼らのこのようない婚姻習俗は知られていた。また、同じく匈奴列伝に見える中行説と漢の使者の論争からは、このような匈奴の習俗を、漢側が野蛮な習俗と認識していた様子が窺える。匈奴

に限らず、例えば『三国志』卷三〇魏書烏丸伝裴松之注に引かれた、三国時代末期の『魏書』でも、同様の習慣の存在が確認できる。⁽⁶⁾『晉書』で再び「烝」という語が使用されるようになるのも、五胡十六国の諸民族が持つ、このようないい習俗の存在が要因であつた。

匈奴などのレビレート婚と春秋時代の「烝」の類似性は、顧頡剛氏などによって指摘されてきた。⁽⁷⁾両者には相違点もあるものの、後代の人々が儒学の經典の一つとした『左伝』の中で、漢人が「野蛮」とみなした習俗とよく似た行為が記録されており、それを表す言葉が後代「淫」と評され、最終的に異民族の習俗に対する用いられることがなつたという事実は、中国の華夷の区別の成立を考える上でも重要な問題であると思われる。

以上のように「烝」は少なくとも漢代以降になると、儒学的価値観からは外れた非難すべき行為と見なされ、やがて異民族の特異な習俗を指す言葉になつた。『左伝』に対する杜預などの注釈も、そのような認識を前提としたものと言える。

それでは、春秋時代においても「烝」は同様に非難の対象であったのだろうか。現行本『左伝』の成立が早くとも戦国時代である以上、春秋時代当時の実情をそのまま明らかにすることは困難なもの、後代の「解釈」を一旦離れ

て『左伝』の本文だけを読む限りでは、『左伝』の成書時点での「烝」という関係が問題視されていたとは必ずしも言えないのでないかと筆者は考えている。また、当時の社会での倫理的な是非はさておき、実際にこのようないい関係が結ばれている以上、そこには当事者なりの必要性があつたとも考えられる。そのような「烝」に至る当事者たちの背景を無視し、これを不義密通として切り捨ててしまうことは、春秋社会の有り様を理解する上で大きな問題があると言わざるを得ない。

先行研究を見てみると、顧頡剛氏は、このようないい男女関係に対して、祖先祭祀である烝祭と共通した名称が与えられている事などを理由に、「烝」という関係は、春秋社会においては一定の正当性を持つた婚姻関係であつたとしている。⁽⁸⁾陳延嘉氏は、「烝」は烝祭を経て結ばれた婚姻であつたと推定しているが、史料からこれを実証することは難しい。⁽⁹⁾また、「烝」という関係が生じる原因を、周の宗法制が崩れた結果の婚姻倫理の混乱に求める見方もあり、当時の倫理上のは非については様々な見解が出されているが、実際の「烝」関係において当事者達がこのような関係を必要とした背景についての考察は不十分である。

本稿では、春秋初期の「烝」という関係の性質について、公室の繼承問題との関係や諸侯同士の通婚関係との関

わり、そして婚姻制度上の実質的な位置づけといった観点から検討することで、春秋時代の婚姻習俗と政治の関わりの一端を明らかにしたい。

第一節 『左伝』に見える「烝」関係の特徴

本節では『左伝』に見える五つの「烝」事例について、その全体的な特徴を確認するが、春秋時代の「烝」という関係を記録した唯一の史料である『左伝』は、そもそも諸侯の結婚というものをどのように捉えているのだろうか。魯の文公の即位翌年に行われた、婚姻儀礼の一つである「納幣」について『左伝』文公二年には、

凡君即位、好舅甥、脩昏姻、娶元妃以奉粢盛、孝也。
孝、禮之始也。

凡そ君、即位せば、舅甥を好し、昏姻を脩め、元妃を娶り以て粢盛を奉ずるは、孝なり。孝、禮の始なり。とある。ここには、新たに国君が即位すると、姻戚関係にある国との関係を強化し、夫人を迎えることによって祖先祭祀を行うことが礼に適つた行いであるという考え方がある。一方、『公羊傳』文公二年は、

公子遂如齊納幣。納幣不書。此何以書。譏。何譏爾。譏喪娶也。娶在三年之外、則何譏乎喪娶。三年之内不

圖婚。

公子遂、齊に如き納幣す。納幣は書せず。此れ何をして書すや。譏るなり。何ぞ爾を譏るや。喪娶を譏るなり。娶は三年の外に在れば、則ち何ぞ喪娶を譏るや。三年の内、婚を圖るべからざればなり。

として、この時の「納幣」儀礼を批判している。この記事について何休解詁は、実際に夫人を魯に迎える「親迎」が行われたのは先君の喪が明けてからではあるものの、それに先立つ婚姻儀礼が二年の喪中に行われたことが問題であつたと解釈している。(1)『公羊傳』は宣公元年（前六〇八）の宣公と穆姜の婚姻についても、先君の喪中に夫人を娶つたことを批判しており、一貫して、服喪期間中に夫人を迎えることはもとより、それに先立つ婚姻儀礼を行う事すらも問題視している。

『左伝』はこれらの婚姻記事について、先君の喪中であることは特に問題視せず、むしろこれらの婚姻を礼に適つたものとする立場を取つてゐる。即位した国君が姻戚と婚姻を結ぶことを重んじるのは、『左伝』に特徴的な考え方と言えるだろう。『左伝』は多くの婚姻関係記事を収めていることでも知られているが、ここに見えるような、国君の婚姻とそれによる祖先祭祀や姻戚との関係強化を重視する見方は、『左伝』の記事の傾向に少なからず影響してい

ると思われる。

このような『左伝』の視点を踏まえた上で、本稿で問題とする「烝」について見てみたい。既に述べたように、『左伝』には「烝」に関する記事が五箇所あるが、これら(12)の記事を整理すると、【表一】の通りである。

この表に見られるように、年代は春秋時代初期に集中しており、地域についても、衛二例（桓公一六年・閔公二年）、晉二例（莊公二八年・僖公一五年）、楚一例（成公二年）というよう偏りがある。「烝」される女性の出自について見ると、莊公二八年・閔公二年の二例において、斉の公女が「烝」されている。さらに、衛では宣公・昭伯、晉では献公・惠公というそれぞれ父子二世代に渡つて「烝」関係が君主の婚姻関係の中に見えていることも、大きな特徴である。

これらの「烝」事例について、先ほど確認した『左伝』に見えるよう、国君の即位と婚姻の関わりという観点から見ると、基本的に「先君と正式な婚姻関係にあつた女性を後継者が娶る」関係であると言える。またその多くが、公室の即位問題が複雑化した時期に見られる。この二点から、「烝」という関係も「公位を継ぐ」とこと何らかの関連を持つものであつたのではないかと思われる。ただし、『左伝』僖公一五年の記事までの四例の「烝」の当事者が

【表二】『左伝』に見える「烝」の記録

『左伝』 掲載年	時期	『左伝』本文	当事者
桓公一六年 (前六九六)	前七三五	初、衛宣公烝於子。烝於齊姜、生夷姜、生急子、屬諸右公子。	衛の宣公と庶母・夷姜（父・莊公の妾）
莊公二八年 (前六七六)	九年頃	獻公娶于賈、無子。秦穆夫人及太子申生。	晋の献公と庶母・夷姜（父・武公の妾）
閔公二年 (前六六〇)	前六九九	初、惠公之即位也、少。齊人使昭伯烝於宣姜、不可、強之。	晋の昭伯と庶母・夷姜（父・莊公の妾）
僖公一五年 (前六四五)	年頃	生齊子・戴公、文公・宋桓夫人・許穆夫人。	晋の惠公と庶母・夷姜（父・武公の妾）
成公二年 (前五八九)	前六四〇	晉侯之入也、秦穆姬屬賈君焉。且曰、「盡納群公子」。晉侯烝於賈子。又不納群公是以穆姬怨之。	晋の昭伯と庶母・夷姜（父・莊公の妾）
前五九七	前六四〇	楚之討陳夏氏也、莊王欲納夏姬。王以予連尹襄老。襄老死於邲、其子襄老焉。不獲其尸。	晋の惠公と賈君（父・襄老が楚に嫁いだ女）
楚の黒要と夏姫	晉の惠公	申生（又は父・献公）の夫人	晋の惠公と賈君（父・襄老が楚に嫁いだ女）
性	父・襄老が楚に嫁いだ女	異母兄・太子申生（又は父・献公）の夫人	妻の立場（夫側から見た妻）

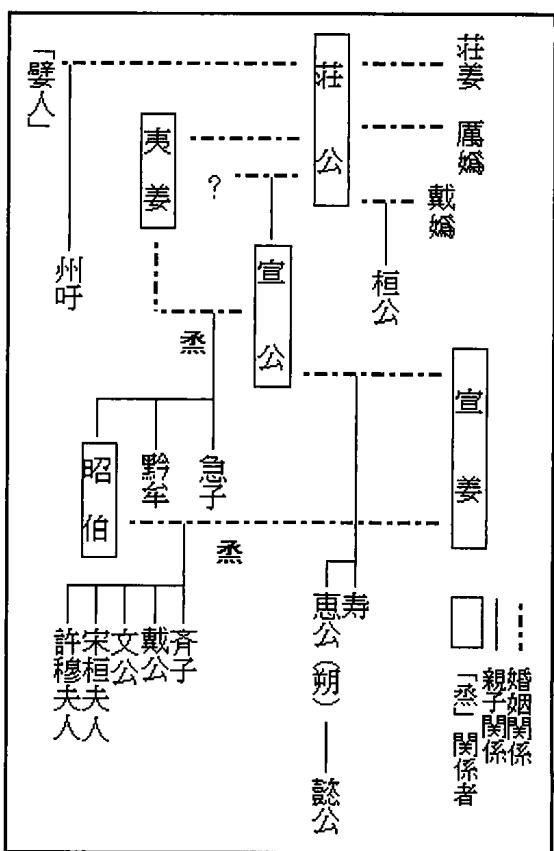
国君や公子であるのに対し、成公二年の楚の事例だけは、公位継承とは全く関係ない状況下で生じており、当事者である襄老・黒要父子はいずれも楚王の臣下であるなど、例外的な要素が強いと言える。

次節以下は主に、関連史料が比較的豊富である衛の「烝」事例について、このような婚姻が結ばれた政治的背景に注目し、その役割を考察する。なお、晉の事例についても衛の例と比較しつつ適宜検討するが、楚の事例については、先に述べたような点だけでなく「烝」に至る経緯や時代も他の四例とは大きく異なるため、ひとまず考察対象からは外しておく。

第二節 宣公と夷姜の「烝」と宣公即位の背景

『左伝』全体における最初の「烝」の事例が見えるのが、『左伝』桓公一六年の記事である。

初、衛宣公烝於夷姜、生急子、屬諸右公子。爲之娶於齊而美。公取之、生壽及朔、屬壽於左公子。夷姜縕。初め、衛の宣公、夷姜に烝し、急子を生み、諸を右公子に屬す。之が爲に齊より娶るも美なり。公、之を取り、壽と朔を生み、壽を左公子に屬す。夷姜、縕る。宣公が「烝」した相手は、杜預注によれば宣公の庶母



【図1】衛公室の婚姻関係

(実の母親以外の、父の妾) であった(【図2】参照)。夷姜については詳細は不明だが、名前からすると『左伝』隱公元年に見える姜姓諸侯・夷の出身の可能性が高く、妾ではなく、莊公夫人・莊姜の媵であつたのかもしれない。^[13]先行研究では通常、この「烝」関係が生じた時期について、夷姜が生んだ急子の年齢などを勘案し、父・莊公の死去から自身の即位までの時期(『史記』に拠るなら十数年間)のことと推測されている。

この「烝」関係は、自分の息子・急子の妻として迎えられた宣姜を宣公が「取」(娶)つた事件と共に、『詩』鄶風の数篇の詩序において非難の対象とされるなど、古くから

密通事件として理解されてきた。しかし、宣公と夷姜の「烝」は、果たして同時代の衛においても非難されるべきものであったのだろうか。本節では宣公の即位の経緯から、この時の「烝」が持つ意味を検討してみたい。

宣公の即位は隱公四年（前七一九）だが、その背景には、衛における公位を巡る内紛があつた。宣公の父・莊公の死後、衛ではその子・桓公が即位していた。これに対して、桓公の異母兄弟・公子州吁が反乱を起こし、桓公が殺害される。その後、公子州吁も討伐されたことで即位したのが、桓公と州吁の兄弟である宣公であつた。つまり宣公は、桓公が反乱で殺されなければ、本来即位することはなかつた公子であつた。

即位のための後ろ盾という観点から宣公とその兄弟たちを比較すると、まず桓公の場合、『左伝』隱公三年に、衛莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜。美而無子、衛人所爲賦「碩人」也。又娶于陳、曰厲媯。生孝伯、早死。其娣戴媯、生桓公、莊姜以爲己子。

衛の莊公、齊の東宮得臣の妹を娶り、莊姜と曰う。美なるも子無く、衛人、爲に「碩人」を賦する所なり。又た陳より娶り、厲媯と曰う。孝伯を生むも、早死す。其の娣戴媯、桓公を生み、莊姜、以て己の子と爲す。

とあるように、次妃の娣である戴媯の子だが、夫人である莊姜に養育されている。莊姜の実家である斉は、次節で詳述するように、婚姻関係による他国への干渉に積極的であつた。莊姜の背後にある斉の存在は、彼の即位においても無視できない要素となつたであろう。また、生母の実家である陳も、桓公が殺された後の公子州吁に対する处罚に関わつており、桓公は正夫人の養子という公室内部の優位性を持つと同時に、斉・陳二国の支援を受ける立場であつたと推測される。

公子州吁については、『左伝』隱公三年に次のように見える。

公子州吁、嬖人之子也。有寵而好兵、公弗禁。莊姜惡

之。

公子州吁、嬖人の子なり。寵有りて兵を好むも、公、禁ぜず。莊姜、之を惡む。

州吁は「嬖人」を母に持つため桓公のような形での後ろ盾はないが、父・莊公の生前はその寵愛を受けていた。大夫の石碏は莊公に対して、「公位を巡る混乱を避けるため、州吁を太子に立てるつもりがあるなら、早く決定すべきである」といった内容を提言している。⁽¹⁴⁾ 石碏は州吁を長年問題視し、その処罰を主導した人物でもある。そのような人物ですら、混乱を避けるためには州吁を太子にせざるを得

ないと考へるほど、莊公からの寵愛は大きな意味を持つていたと言えよう。

これに對して宣公の場合、生母の立場や即位前の状況については不明点が多い。『春秋』隱公四年には、

九月、衛人殺州吁于濮。冬十有二月、衛人立晉。

九月、衛人、州吁を濮に殺す。冬十有二月、衛人、晉を立つ。

とあり、これについて『左伝』隱公四年は、

衛人逆公子晉于邢。冬十二月、宣公即位。書曰「衛人立晉」衆也。

衛人、公子晉を邢より逆う。冬十二月、宣公即位す。書して「衛人、晉を立つ」と曰うは衆ければなり。

として、「衛人」の支持が多かつたため宣公が即位したとする。この記事を見る限り、宣公の即位に際しては目立つた他国の動きは見られず、むしろ重要なのは「衛人」すなわち国人の支持であった。

また、宣公が即位前に邢にいたことは分かるが、その滞在理由は書かれていない。公子が他国に滯在する理由としては、「質」として送られた可能性や、内紛を避けた出奔などが考えられる。出奔していた公子が即位する際に出奔先の国がそれを支援する構図は、秦の穆公が晉の文公の即位を支援したのを典型として、春秋時代を通じて見られる

が、仮に宣公が邢に亡命していたとして、邢はそのような後ろ盾たり得ただろうか。

邢は衛と同姓の姫姓諸侯で、『詩』衛風碩人によると、莊姜と邢公夫人は姉妹であり⁽¹⁵⁾、両国は齊を介して姻戚関係にあつた。それ以外の当時の衛と邢の関係はよく分からぬが、後年の両国の関係に目を向けると、邢は閔公元年（前六六一）頃には狄の侵攻に衛共々苦しめられて齊の支援を受けている。また、衛とは敵対した時期もあり、最終的に邢は衛によつて滅ぼされた。このような状況を見る限り、仮に邢が宣公を支援しても、それが衛側にとつて宣公を即位させる決め手となつたかは疑問である。

これらの事から、宣公には有力な後ろ盾はなく、『春秋』が言及している国人からの支持が、即位にあたつて最も重要な要素であつたと推測される。しかしそれならば、即位前後の宣公が、果たして国人たちの意向に大きく反する行動をとれただろうか。宣公の「烝」の性質を理解する上で、それが衛の国人からどのように受け取られるものであつたのかは重要な問題であろう。

そもそも国人たちは、素行に問題があつた州吁の即位には否定的であり、その州吁を殺した上で、宣公を迎えていいが、後年の両国の関係に目を向けると、邢は閔公元年（前六六一）頃には狄の侵攻に衛共々苦しめられて齊の支援を受けている。また、衛とは敵対した時期もあり、最終的に邢は衛によつて滅ぼされた。このような状況を見る限り、仮に邢が宣公を支援しても、それが衛側にとつて宣公を即位させる決め手となつたかは疑問である。

物だった訳では無い。夷姜を「烝」した時期が宣公の即位以前・以後のいずれであつても、国外にいた宣公がわざわざ後継者に選ばれ、さらにその在位が長期に渡つたことから、夷姜との「烝」関係は、国人達から支持を失う要因としては弱かつたのではないかと思われる。

また、この時の「烝」には、父の妻を保護するという役割があつた可能性もある。このような目的によると見られる「烝」事例として、『左伝』僖公一五年に見える晉での「烝」が挙げられる。僖公一〇年（前六四〇）、献公の子の一人・惠公韋吾が晉に帰国し即位した際のこととして、『左伝』僖公一五年には、

晉侯之入也、秦穆姬屬賈君焉。且曰、「盡納羣公子」。

晉侯烝於賈君、又不納羣公子、是以穆姬怨之。

晉侯の入るや、秦の穆姬、賈君を屬す。且つ曰く、「盡く羣公子を納れよ」と。晉侯、賈君に烝し、又た羣公子を納れず、是を以て穆姬、之を怨む。

とあり、惠公は自身の異母姉である穆姬から身柄を「屬」された賈君を「烝」している。賈君という女性については、父・献公が賈から娶つた夫人とする説と、僖公四年（前六五六）に死んだ惠公の異母兄・大子申生の夫人とする説の二説が古くから存在している。⁽¹⁶⁾ 後者であるとすれば、春秋時代の「烝」は必ずしも「父の妻を娶る」ことに

限定されないが、ここで注目したいのは、国外から帰国し新たに即位する国君に対して、亡くなつた先君あるいは太子の夫人を「屬」すという行為が行われている点である。晉の惠公と衛の宣公は、本来の太子ではないこと、国外から帰国して即位したこと、即位前まで公位を巡つて公室が内紛を起こしていたことなど共通点が多い。夷姜に対する「烝」も賈君の場合同様、当時の衛の混乱した政治状況下における、先君の妻の保護という要素があつたのではないかだろうか。

宣公の「烝」についてはその時期を含め、史料上判然としない部分が多い。しかし、以上のような宣公の即位を巡る背景と国人たちの対応を踏まえると、仮説として、莊公の死後に夷姜を「烝」し、その事が国人の支持に寄与した、あるいは何らかの理由から国人の支持を受けて即位し、その結果として夷姜を「烝」す必要があつた、といった可能性が考えられるだろう。いずれにせよ、公室内が後継者の地位を巡つて混乱していた時期に、先々代衛公である父・莊公と婚姻関係にあつた女性を「烝」することは、支持基盤が弱い宣公が、莊公・桓公の後継者としての正統性を確立することと関係するものであつたのではないかと推測される。

第三節 公室内外の情勢と昭伯と宣姜の「烝」の役割

衛における第二の「烝」事例は、宣公の子・惠公が即位した際に、その母・宣姜と、惠公の異母兄である昭伯の間で結ばれた。この「烝」関係が結ばれたのも、宣公の「烝」同様、公位を巡つて公室が内紛を起こしている時期であつた。本節では、同時期の公室内外の情勢との関係を検討することで、この「烝」関係に期待された役割を明らかにする。

昭伯と宣姜の「烝」については、『左伝』閔公二年に、初、惠公之即位也、少。齊人使昭伯烝於宣姜、不可、強之。生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人。初め、惠公の即位するや、少し。齊人、昭伯をして宣姜に烝せしめんとするも可ならず、之を強う。齊子・戴公・文公・宋の桓夫人・許の穆夫人を生む。

とある。これは新君主として即位した惠公の年齢の若さを理由に結ばれた、国君の異母兄と母の間の婚姻関係であり、恐らく年長の昭伯が惠公の後見人的な立場となることが期待されたのだろう。この時の「烝」の特徴として、妻側の実家である斉が主導している点と、夫となる昭伯が一

度は「烝」を拒否している点が挙げられる。昭伯が「烝」を拒否したことを、「烝」が当時社会的に認められない関係であったことの表れと見る先行研究もあるが^[17]、衛の当時の情勢を踏まえると、むしろ当時の政治的背景に起因する理由があつたのではないかと考えられる。この点について、まずは衛国内の事情から検討してみたい。

この「烝」関係が結ばれたのは、惠公の即位した桓公一三年（前六九九）頃であるが、この時期の衛の公室の状況について整理すると、次のようになる。惠公は、母の謀略によつて異母兄・急子（夷姜の子）と同母兄・公子寿が暗殺された結果、桓公一二年に即位した。しかし桓公一六年（前六九六）、急子と公子寿の後見人であった左公子洩と右公子職が公子黔牟を即位させたことで斉へ亡命し、莊公六年（前六八八）に斉などの諸国の支援で帰国し再び即位した。このときの状況について、『左伝』桓公一六年には次のように見える。

宣姜與公子朔構急子。公使諸齊。使盜待諸莘、將殺之。壽子告之、使行、不可。曰、「棄父之命、惡用子矣。有無父之國則可也」。及行、飲以酒。壽子載其旌以先。盜殺之。急子至曰、「我之求也。此何罪。請殺我乎」。又殺之。二公子故怨惠公。十一月、左公子洩、右公子職、立公子黔牟。惠公奔齊。

宣姜、公子朔と與に急子を構す。公、諸を齊に使いせず。盜をして諸を莘に待たしめ、將に之を殺さんとする。壽子、之に告げ、行らしめんとするも、可ならず。曰く、「父の命を棄つれば、悪くんぞ子を用いん。父無きの國有らば則ち可なり」と。行くに及び、飲ましむるに酒を以てし、壽子、其の旌を載せて以て先だつ。盜、之を殺す。急子、至りて曰く、「我を之求むるなり。此れ何の罪かあらん。請ふ我を殺せ」と。又

しむるに酒を以てし、壽子、其の旌を載せて以て先だつ。盜、之を殺す。急子、至りて曰く、「我を之求むるなり。此れ何の罪かあらん。請ふ我を殺せ」と。又

した之を殺す。二公子、故に惠公を怨む。十一月、左公子洩・右公子職、公子黔牟を立つ。惠公、齊に奔る。

このような経緯から、宣公の兄弟である左公子洩と右公子職は、惠公に対して強い恨みを抱いていた。つまり惠公即位当時の衛公室には、①宣姜及び斉を後ろ盾とする惠公派、②左公子洩・右公子職が支援する公子黔牟派、の二つの勢力があり、両者が公位を巡って対立していたのが桓公一三年頃の状況と言うことになる。

このような対立の中で、昭伯の立場はいかなるものだったのだろうか。この点について『左伝』に言及はないが、『史記』卷三七衛康叔世家は、公子黔牟と昭伯をともに、夷姜が生んだ太子・急子の同母弟としている。その真偽はさておき、おそらくこの記述は、昭伯が公子黔牟寄りの立場であったことの反映と推測される。

すなわち、昭伯と宣姜の「烝」とは、公位を巡る対立勢力の一員同士による婚姻であつた。彼らの「烝」関係には政治的な事情が強く影響しており、昭伯がこれを避けようとしたのも、倫理上の問題と言うよりは、惠公即位時点での二つの勢力の微妙な関係が背景にあると考えられる。

次に、斉から見て宣姜を「烝」させることにはどのようない意味があつたのかを検討したい。まずは注目されるのが、衛の莊公から文公の時代にかけて、衛と斉の間には数世代に渡る相互的な通婚関係があるという点である（【表二】参照）。史料上、莊公以前に遡ることはできないが、江頭廣氏の指摘したような二族連世交換婚の存在を踏まえると、それ以前の西周時代からの関係であつたのかもしれない。宣姜が衛に嫁いだのも、この一連の通婚関係の中でのことであつた。昭伯と

宣姜の「烝」も、一見イレギュラーな形には見えるが、そのような流れの一部とも言える。

この通婚関係は、血縁による斉から衛に対する庇護や圧力といった形で、現実の政治に影響を与え

【表二】衛・斉の通婚関係	
衛側	斉側
莊公	莊姜
衛姫	僖公
(急子)	宣姜
宣公	宣姜
昭伯	宣姜
長衛姫（＝斉子？）	桓公
少衛姫	桓公

ている。宣姜の生んだ衛の公子たちは、伯父である斉の襄公・桓公の支援を様々な形で受けており、惠公の場合、公子黔牟らによつて公位を追われた際、出奔先に斉を選んでいる。さらにその後、莊公六年（前六八八）には、惠公を復位させるため斉・宋・陳・蔡・魯が衛を攻撃し、翌年、復位が実現している。国内に敵対勢力を持つ惠公にとつて、自身の公位を維持するために、斉の支援は不可欠であった。

一方、昭伯を父に持つ戴公と文公の場合も、その即位の際には斉が多大な支援をしている。惠公の子・懿公の時代、狄の侵攻で衛が一時滅亡した際のこととして、『左伝』

閔公二年に、

文公爲衛之多患也、先適齊。及敗、宋桓公逆諸河、宵濟。衛之遺民男女七百有三十人、益之以共・滕之民、爲五千人。立戴公、以廬于曹。許穆夫人賦「載馳」。

齊侯使公子無虧帥車三百乘、甲士三千人、以戍曹。歸公乘馬、祭服五稱・牛羊豕雞狗、皆三百與門材。歸夫人魚軒、重錦三十兩。

文公、衛の多患なるが爲に、先ず齊に適く。敗るるに及び、宋の桓公、諸を河に逆え、宵濟る。衛の遺民男女七百有三十人、之に益すに共・滕の民を以てし、五千人と爲る。戴公を立て、以て曹に廬す。許の穆夫

人、「載馳」を賦す。齊侯、公子無虧をして車三百乘・甲士三千人を帥いて、以て曹を戍らしむ。公に乘馬・祭服五稱・牛羊豕雞狗、皆な三百と門材を^{おく}歸り、夫人に魚軒・重錦三十兩を歸る。

という記事が見える。これによると、文公は即位以前、衛の内紛を避けて斉に亡命していた。さらに、衛が滅んだ後、戴公が即位し衛の遺民は曹に一時移るが、この時、斉の桓公は公子無虧をその警備に派遣している。これは公子無虧が、衛出身の長衛姫⁽¹⁹⁾を母に持つことが理由であろう。また、同じく『左伝』閔公二年に、

僖之元年、齊桓公遷邢于夷儀。二年、封衛于楚丘。邢遷如歸。衛國忘^亡。

僖の元年、齊の桓公、邢を夷儀に遷す。二年、衛を楚丘に封ず。邢の遷ること歸るが如し。衛國、亡ぶを忘る。

とあるように、楚丘における衛の再興に関しても、斉が援助している。

以上のように、惠公たちにとつて当時の大国・斉との血縁上のつながりは、不安定な国内情勢に対応するために欠かせないものであつた。一方で、衛公室と血縁のある斉の公子を衛側が支援した形跡は無く、衛姫を母とする斉の桓公の場合も、即位前の亡命先は莒であつた。衛が彼を即位

させるために動いた様子は見られず、支援関係は一方的なものであったと言える。

この状況を齊側の視点から見ると、齊は宣姜による一世代に渡る婚姻関係によつて、桓公一三年の惠公の即位から、少なくとも衛の再興に関与した僖公二年（前六五八）まで実に四〇年以上に渡つて、母方親族として衛の公族に對して影響力を發揮し続けていたということになる。⁽²⁰⁾

同時期、齊は魯とも長期的な通婚関係を結んでいたが、嫁いだ公女を介して、魯の公位繼承問題などに積極的に影響力を行使していた。⁽²¹⁾特に、昭伯と宣姜の「烝」を強いた齊の襄公は、対魯関係においては桓公一八年（前六九四）に、妹・文姜と共に謀して文姜の夫・魯の桓公を暗殺している。衛との通婚関係の場合、文公への支援のように齊による庇護として働いた面もあるものの、宣姜を「烝」させようとしたこと自体には、衛に対する影響力の維持・強化という目的があつた可能性が高い。

このような当時の齊と衛の関係性から見る限り、齊にとって昭伯と宣姜の「烝」は、それまでの習慣的な通婚關係の延長線上にあると同時に、衛に対する影響力を長期的に維持する役割を持つていた。ただ、魯に公女を代々嫁がせたように、本来なら惠公の成長を待つて、宣姜以外の公女を新たに嫁がせる方法もとれたはずである。にもかかわ

らず、齊があえて昭伯に宣姜を「烝」させようとしたのは、既に国君の母という地位にある宣姜をそのまま衛の公室内で再婚させることで、先に確認したような衛公室の緊迫した状況に対し、影響力を維持する意図もあつたと推測される。

以上のような衛公室内部の対立状況と、当初からの衛・齊の通婚関係、そしてそれによって生じた、齊の衛に対するほぼ一方的な影響力の存在が、この時の齊の主導による「烝」関係が結ばれた背景と考えられる。昭伯が宣姜との「烝」を避けようとする動機も、倫理上の抵抗感ではなく、公位を巡つて対立し、ついに即位した惠公派への警戒心と、外戚としての齊の影響力の増大に対する危機感という点にあつたと考えるのが妥当であろう。

第四節 公位繼承上の公子の地位から見た

「烝」の位置づけ

「烝」関係によつて生まれたと確實に言える公子としては、衛の急子・戴公・文公、晉の太子申生の四名が史料上で確認できる。本節では、「烝」された女性が生んだ子供である彼らが、公位の繼承においてどのような地位にあつたのか確認することで、「烝」という関係が、諸侯の婚姻

制度においていかなる位置づけにあつたかを考察する。

春秋時代の公位継承制度は、宇都木章氏が指摘するように、周の宗法制に基づく社会という後代のイメージに反して、その根幹たる嫡長子相続が諸侯に広く定着していたとは言えない状況にあつた。⁽²²⁾少なくとも春秋時代初期の時点では、鄭のように父子相続が主流の国がある一方で、魯の「一繼一及」の習慣や、齊の実質的な兄弟相続主流の傾向など、諸侯ごとに継承方法は大きく異なつていたようである。「烝」事例が見られる衛や晉の場合も、春秋時代初期に関しては兄弟相続の例も少なくなく、嫡長子相続が原則とは必ずしも言えないのが実情であつた。

以上のような実態を踏まえると、『左伝』に数多く見える、公位継承に関する嫡長子相続重視の言説は、春秋時代の実情をそのまま反映したものとは必ずしも言えない。ただ、父子間の公位継承の例を見る限りでは、実際に正夫人の子が優先される傾向は窺える。また、夫人に子が無い場合にその娘・媵の子が即位した例として、衛の桓公や魯の閔公などがおり、少なくとも『左伝』の観点では、娣・媵の子は夫人の子に近い位置づけにあつた。妾などの子については、状況ごとに議論はあるものの、特に「嬖人」や「賤妾」などと呼ばれる女性の子が公位を継ぐのは、父親の寵愛を受けて太子に立てられた場合や、他に後継者がい

ない場合など、特別な事情があることがほとんどである。これらの点から、『左伝』は、出自によつて公子たちの間に一定の地位の差を認めていると言えるだろう。この中で、「烝」された女性から生まれた子は、いかなる地位にあつたのだろうか。

まず衛の場合、夷姜と宣公の子・急子は、『左伝』では「太子」と明言されてはいない。しかし、第二節で見たように、彼は宣姜が実子を後継者にする際の障害となつており、当初は後継者として位置づけられていたと考えて良いだろう。

昭伯と宣姜の子である戴公・文公の場合、本来は公孫の立場だが、第三節で述べたように惠公の子・懿公の死後に相次いで即位し、それ以降、文公の子孫が安定して衛の国君として続いている。『左伝』を見る限り、彼らの即位に對して衛国内で反発があつたような様子は窺えない。また、彼らの即位の背景について『史記』衛康叔世家戴公元年条には、

初、翟殺懿公也、衛人憐之。思復立宣公前死太子伋之後、伋子又死。而代伋死者子壽又無子。太子伋同母弟二人。其一曰黔牟。黔牟嘗代惠公爲君、八年復去。其二曰昭伯。昭伯・黔牟皆已前死。故立昭伯子申爲戴公。戴公卒、復立其弟燬爲文公。

初め、翟の懿公を殺すや、衛人、之を憐れむ。復た宣公の前に死せる太子伋の後を立てんと思うも、伋の子も又た死す。而るに伋に代わりて死す者子壽も又た子無し。太子伋、同母弟は二人。其の一を黔牟と曰う。黔牟、嘗て惠公に代わり君と爲るも、八年して復た去る。其の二を昭伯と曰う。昭伯・黔牟、皆な已に前に死す。故に昭伯の子申を立て戴公と爲す。戴公卒し、復た其の弟般を立て文公と爲す。

とある。これが何に拠つた文章かは分からぬが、急子の同母弟の系統であることが、戴公・文公の即位の理由として挙げられている。これらのことから、「烝」関係によって生まれた急子の系統を正統な後継者とする認識が、衛国内にはあつたようである。

一方、晉の場合、霸者・文公の兄である太子申生は、献公が父・武公の妾であった齊姜⁽²³⁾に「烝」して生まれたとされている（【図2】参照）。『左伝』莊公二八年には、

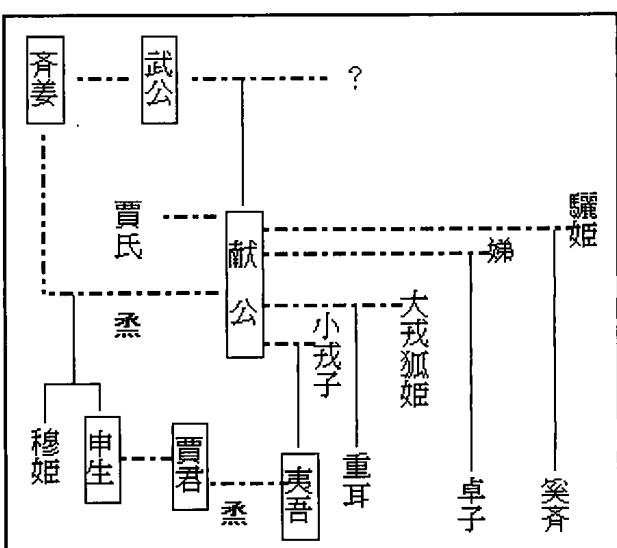
晉獻公娶于賈、無子。烝於齊姜、生秦穆夫人及大子申生。又娶二女於戎、大戎狐姬生重耳、小戎子生夷吾。晉伐驪戎、驪戎男、女以驪姬。歸生奚齊、其娣生卓子。

晉の獻公、賈より娶るも、子無し。齊姜に烝し、秦穆夫人と大子申生を生む。又た二女を戎より娶り、大戎

狐姬は重耳を生み、小戎子は夷吾を生む。晉、驪戎を伐ち、驪戎男、女すに驪姫を以てす。歸りて奚齊を生み、其の娣、卓子を生む。

とあり、献公が最初の夫人に子供が生まれなかつた事で「烝」したのが齊姜であつた。

申生は、のちに父の夫人となつた驪姫の陰謀によつて自害に追い込まれるが、生前は正統な太子の地位にあつた。奚齊の誕生後、献公は『左伝』閔公二年の記事において、「寡人有子、未知其誰立焉」として、申生を太子から廢そうとしたが、この主張は臣下たちから非難されている。少



【図2】晉公室の婚姻関係

なくとも、申生は父親の寵愛の有無とは関係なく、大夫たちから正統な太子と見なされており、重耳ら他の公子達とは一線を画す地位にあつたということになるだろう。

また、『左伝』という史料における晉の公位継承に対する正統意識の点から見ても、申生の出自は、太子の地位に就く上で障害と見なされるものではなかつた。晉の公位継承に関する『左伝』の記事を見ると、『左伝』文公七年には靈公即位の際のこととして、

穆嬴日抱大子、以啼于朝、曰、「先君何罪。其嗣亦何罪。舍適嗣不立、而外求君。將焉眞此」。

穆嬴、日に大子を抱き、以て朝に啼して曰く、「先君、何の罪があらん。其の嗣も亦た何の罪があらん。適嗣を捨てて立てずして、外に君を求む。將に焉にか此れを眞かん」と。

とあり、嫡子がいるにも関わらず、臣下たちが先君の兄弟を即位させようとしたことが批判されている。当時の晉が実際に嫡長子相続を主流としていたのかは疑問もあるが、『左伝』は晉の公位継承について、基本的には嫡子優先の立場を取っている。また、この時後継者候補となつた公子雍と公子樂については、それぞれの母親の、妻としての地位が争点の一つとされた。特に公子樂については、母親の文公の妻としての序列が下位であつたことが問題視され、

後継者として不適格とする意見が出されている⁽²⁶⁾。

しかし、このように後継者選びにあつて、生母の「妻としての地位」が影響する例がある一方で、申生については、母の地位や嫡子か否かを問題とする記事は『左伝』には見られず、貫して正統な太子として扱われている。このことは、「烝」された斉姜を母に持つという出自が、公子樂の場合のように否定的な材料ではなかつたことを窺わせる。

ここまで見てきた「烝」関係によって生まれた四名のうち、実際に即位したのは戴公・文公の二名だけであった。しかし急子や申生についても、父の寵愛の有無にかかわらず、本来は後継者たり得ており、「烝」によって生まれた子であること」それ自体は、公位の継承上不利な要素となつていない。この点において、「嬖人」や「賤妾」を母に持つ場合は全く違つており、彼らは夫人や婢・媵などを母に持つ公子とほぼ同等の立場であつたと推測される。

このことを彼らの母親の地位、つまり婚姻制度上の夫人や妾の序列の問題から言い換えれば、「烝」関係は、嬖人・賤妾などの私的な関係とは一線を画すものであつて、正式な婚姻儀礼を経た夫人や媵などに近い立場、正式な婚姻に準ずる関係として位置づけられるものであつたと考えられるのである。

おわりに

春秋時代初期の「烝」は、それぞれの背景にある事情は多様だが、基本的には、公位を巡る不安定な情勢において正統性の確立などのために必要とされ、「先君と正式な婚姻関係にあつた女性をその後継者が娶る」関係であつたと推測される。この関係は、公室の内紛の中で、先君や太子の妻を保護する側面も有していた。一方で、斉のような強国が「烝」される女性の実家である場合、既に通婚相手の公室内で一定の地位を有する女性を「烝」という形で再婚させることで、通婚相手の国に対する影響力を維持するという現実的な効果をもたらし、当時の政治に大きな影響を与えた。また、「烝」関係によつて生まれた公子の地位は、正式な婚姻関係によつて生まれた公子の場合とほぼ同等とみられ、後継者としての資格も十分に有する存在であつた。

春秋時代初期の諸侯の婚姻において、「烝」は常に実施されたわけではなく、公位繼承を巡る政治的な状況などに対応して取られる臨時的な措置であつたと思われる。しかし同時に、これは夫人や媵などに準ずる性質を持つた婚姻関係であり、嬖妾などの私的な関係とは全く異なる関係で

あつた。このような関係を、後代の注釈に従つて「淫」と理解してしまうことは、春秋社会の実情を大きく見誤ることになるだろう。

ただ、春秋初期に見られるこのような性質は、後になると徐々に薄れたらしく、『左伝』成公二年に見える楚の「烝」事例からは、公位の繼承や公室内の情勢などとの関係はすでに窺えない。また、この楚の事例以降、「烝」と呼ばれる婚姻関係自体が、『左伝』には見られなくなる。この「烝」はいわゆる夏姫説話の一部として見えるが、同じく夏姫説話を取り上げた『左伝』以外の伝世文献では言及が無く、戦国竹簡である清華簡「繫年」に、比較的近い内容が見えるのみである。⁽²⁾そのため、この「烝」がどのような意味を持つ行為であつたのかについては、夏姫説話自体の成立経緯と併せて考察する必要があると思われる。

また、衛・晉と楚の事例の違いから窺われる、「烝」という行為の内実の変化や、「烝」の記録それ自体の消失は、「烝」がのちに「淫」という評価を受けるようになる経緯とも関わるものであつたと推測されるが、この点については今後の検討課題としたい。

註

(1) 加藤常賢『支那古代家族制度研究』(岩波書店、一九四〇年)下篇第九章「甥・舅姑」、江頭廣『姓考—周代の家族制度』(風間書房、一九七〇年)本論第三章「二族連世交換婚」等参照。

(2) 齋藤(安部)道子「春秋時代の婚姻—その時代的特質を求めて—」(『東海大学文明研究所紀要』第一二号、一九九二年)参照。

(3) 例えば『左伝』桓公一六年の「衛宣公烝於夷姜」という表記は、『史記』卷二七衛康叔世家宣公一八年条では「宣公愛夫人夷姜」、『列女伝』孽嬖伝衛宣公姜篇では「宣公夫人夷姜生伋子」となっている。

(4) 「報」も「烝」同様、特殊な婚姻事例に使われている言葉である。春秋時代では、『左伝』宣公三年の「文公報鄭子之妃、曰陳媯。生子華・子臧。子臧得罪而出。誘子華而殺之南里、使盜殺子臧於陳・宋之間」という記事にのみ見える。これは、鄭の文公が自身の叔父である鄭子の妃を娶つたという内容であり、「報」とは「叔父の妻と甥」の婚姻関係や密通行為を指すとされる。「烝」に関する先行研究のほとんどが、「報」も共に議論の対象とするが、『左伝』ではこの一例に限られており、別途検討が必要であるように思われるため、本稿ではとりあえず取り上げない。

春秋時代における「烝」婚の性質

(5) この他にも『晉書』にはいくつか「烝」事例が見えており、例えば卷一二四慕容熙載記によると後燕の皇帝・慕容熙が即位する際に、先代皇帝の夫人である丁氏に「烝」しているほか、卷一〇二劉粲載記には「粲晨夜烝淫於内」という記事が見える。

(6) 『三国志』卷三〇魏書烏丸伝裴松之注引『魏書』に、「父兄死、妻後母執嫂。若無執嫂者、則己子以親之次妻伯叔焉。死則歸其故夫」とある。

(7) 顧頡剛(遺著)「由「烝」・「報」等婚姻方式看社会制度変遷」上・下(『文史』第一四・一五輯、一九八二年)参照。

(8) 顧頡剛前掲論文参照。このほか、春秋時代の「烝」に関する研究としては、呂亞虎「東周時期烝・報婚現象考弁」(『人文雜誌』二〇〇四年六期、二〇〇四年)などがあるが、全体的な傾向として、「烝」はあくまで特殊な事例であって、顧頡剛氏の言うような当時の春秋社会で一般に認められた行為ではなかつたという見方が強いようである。

(9) 陳延嘉「關於『左伝』中的「烝」・「報」婚問題」(『社会科学戰線』一九九四年二期、一九九四年)参照。

(10) 陳睿「『左伝』所載「因」「報」「烝」考弁」(『皖西学院學報』二〇〇六年六期、二〇〇六年)、劉冰「『左伝』中「烝」「報」現象再分析」(『樂山師範學院學報』第二五卷八期、二〇一〇年)などは、このような見方に立ち、「烝」

はあくまで事実婚であつて当時の社会で普遍的に認められた婚姻制度ではなかつたとする。

(11) 『公羊伝』文公二年何休解詁は、「僖公以十二月薨、至此

未滿二十五月。又禮先納采・問名・納吉、乃納幣此四者皆在三年之内。故云爾」として、婚姻儀礼上、この時の納幣に先だつて納采・問名・納吉の儀式が行われたと考へられ、これらの四つの儀礼が喪中に実施されたことが問題であつたと解釈している。

(12) 「烝」に関する記述は、そのほとんどが『左伝』特有の「初、云々」という書き出しで始まる記事や、対応する『春秋』経文を持たない記事に見え、実際の事件の年代が書かれていないものが多い。そのため、【表一】では、記事の内容や関係者の年齢などから、実際に「烝」関係が結ばれた時期を推定している。

(13) 夫人が嫁ぐ際、同姓諸侯からも媵が送られるため、夷姜がそのような形で当初莊公に嫁いだ可能性は十分にあると考えられる。媵については加藤前掲書附録一「媵考」参照。

(14) 『左伝』隱公三年に「石碏諫曰、「臣聞愛子、教之以義方、弗納于邪。驕奢淫泆、所自邪也。四者之來、寵祿過也。將立州吁、乃定之矣。若猶未也、階之爲禍。夫寵而不能驕、驕而能降、降而不憾、憾而能貽者、鮮矣。且夫賤妨貴、少陵長、遠間親、新聞舊、小加大、淫破義、所謂六逆

也。君義臣行、父慈子孝、兄愛弟敬、所謂六順也。去順效逆、所以速禍也。君人者、將禍是務去。而速之、無乃不可乎」とある。

(15) 『詩』衛風碩人には「碩人其頑、衣錦裯衣。齊侯之子、衛侯之妻、東宮之妹、邢侯之姨、譚公維私」とある。

(16) 賈君について、杜預注は「晉獻公次妃、賈女也」とする。これは獻公の「烝」記事に見える「晉獻公娶于賈」を根拠としていると見られる。一方、『左氏会箋』は、三国

呉の唐固が賈君を太子申生の妃としていること、獻公が娶つた賈の女性はこの時既に若くとも五〇歳近くであり、この女性を惠公が娶つたとはと考えにくくことを指摘し、賈君を申生の夫人とする。他の「烝」事例は父の妾などを娶つており、獻公の夫人である可能性も確かにあり。しかし、夷姜や齊姜については不明点が多いものの、宣姜の場合は本来は父が息子の妻とするために迎えた女性であり、「烝」した昭伯にとつてあまり年離れた相手ではなかつたと考えられる。諸侯が数世代に渡つて同じ国と通婚することは一般的であつたこと、賈君の処遇について、當時秦に嫁いで国外にいた申生の同母姉妹・穆姬が敢えて動いていることからも、賈君は申生の夫人と考える方が妥当だろう。この場合は、太子であつた亡き異母兄の夫人と弟との間の関係を「烝」と表現していると考えられる。

(17) 陳筱芳「烝・報・因・非春秋時期公認的婚制」(『西南民族學院學報』哲學社会科学版、一九卷第四期、一九九八年) 参照。

(18) 江頭前掲書本論第三章参照。

(19) 『左氏会箋』は、長衛姬を昭伯の子・「斉子」と同一女性とする。

(20) なお、惠公の子・懿公の即位から間もない莊公二八年

(前六六六)に、斉は周王の命令で衛を攻撃している。宣姜の孫として斉の血は引くものの、懿公に対して、甥である惠公・文公らに対するような庇護はなかつたと見られる。

(21) 春秋時代前期、魯に嫁いだ斉の公女たちが斉・魯関係の中で果たした役割については、吉田章人「魯・斉関係における婚姻と夫人」(『史学』第七八卷三号、二〇〇九年) 参照。

(22) 宇都木章「宗族制と邑制」(『古代史講座』六、学生社、一九六二年。宇都木章『中国古代の貴族社会と文化・宇都木章著作集第一集』名著刊行会、二〇一一年、再録)、「西周諸侯系図試論」(『中国古代史研究』二、吉川弘文館、一九六五年。前掲書再録) 参照。

(23) 施姜について『史記』卷三九晉世家献公一二年条は「太子申生、其母齊桓公女也。曰齊姜、早死」とし、斉の桓公

の娘とする。『左伝』・『史記』両方の記述を踏まえるならば、衛の宣姜の場合同様、斉姜は武公の妾としては極めて若かつたと推測される。

(24) 春秋時代の「太子」の地位について、水野卓「春秋時代の太子—晋の太子申生の事例を中心として」(『古代文化』第六三卷三号、二〇一三年)は、特に申生を取り上げて論じている。

(25) 宇都木氏は、晉には嫡長子相続を顧みないような風潮があつたのではないかとしている。宇都木前掲一九六五年論文参照。

(26) 『左伝』文公六年に、「八月乙亥、晉襄公卒。靈公少、晉人以難故、欲立長君。趙孟曰、「立公子雍。好善而長、先君愛之。且近於秦、秦舊好也。置善則固、事長則順、立愛則孝、結舊則安。爲難故、故欲立長君。有此四德者、難必抒矣」。賈季曰、「不如立公子樂。辰嬴嬖於二君。立其子、民必安之」。趙孟曰、「辰嬴賤、班在九人。其子何震之有。且爲二嬖、淫也。爲先君子、不能求大、而出在小國、辟也。母淫子辟、無威。陳小而遠、無援。將何安焉。杜祁以君故、讓偃姑而上之、以狄故、讓季隗而已次之。故班在四。先君是以愛其子、而仕諸秦、爲亞卿焉。秦大而近、足以爲援。母義子愛、足以威民、立之、不亦可乎」とある。

あるものの、夏姫伝説と見られる記述が見える。詳細は清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編『清華大學藏戰國竹簡（武）』（中西書局、二〇一一年）参照。